平成２９年（フ）第４５２５号
東京都江戸川区東小岩５丁目15－４
債務者　内海　香織
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５３１号
東京都葛飾区新小岩４丁目２－８
債務者　大宮　　香（旧姓岩間）
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５３８号
東京都世田谷区給田２丁目21－７－103
債務者　磯崎　保之
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５４３号
東京都江戸川区中葛西１丁目27－６－103
債務者　森屋亜記子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５４４号
東京都北区豊島８丁目27－１－1408
債務者　古藤　利恵
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５５０号
東京都足立区佐野２丁目21－15　ベルウィング北綾瀬Ｄ102
債務者　土井　　覚
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５５５号
東京都足立区小台２丁目26－16－201
債務者　吉田みどり
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５６０号
東京都調布市佐須町４丁目６－５－202
債務者　宮崎　　愛
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５６７号
東京都世田谷区代沢５丁目29－14　アーバン・キャッスルＫ・Ａ306
債務者　田口　紘子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５６８号
東京都杉並区下井草４丁目１－11　コート辻邑３　101
債務者　門間公一朗
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５７０号
東京都台東区浅草２丁目22－２　ホテルニュー栃木屋
債務者　佐藤　祐司
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５７１号
千葉県市川市新田５丁目５－２－101　セトルＹ
債務者　中根　健一
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５７２号
東京都板橋区徳丸２丁目26－６－206
債務者　比屋根康幸
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５７３号
東京都豊島区千早２丁目38－３　メゾン・ド・ヴェルエールＡ103
債務者　城野　拓郎
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部